

令和6年（行ウ）第88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原 告 星恵土ゼンヌルアベデイン

被 告 愛 知 県 外1名

証 拠 説 明 書

令和8年5月28日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告愛知県訴訟代理人

弁 護 士 鈴 木 智 洋



本証拠説明書については、準備書面と同一の略語を使用する。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙C9	陳述書 (原本)	R8. 5. 26	羽鳥巡査部長	令和5年5月9日の原告ゼインに対する職務質問が、警職法2条1項が定める「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」という要件を充足した適法なものであること、職務質問におけるやり取りや同意を得た上での所持品

				検査等も適法であること等を証する。
--	--	--	--	-------------------

以 上